

埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ等患者入院医療機関（新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業においては、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関（新型コロナウイルス感染症重点医療機関、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関のほか病床確保計画に基づき病床を確保する医療機関。以下「重点医療機関等」という。））（以下「補助事業者」という。）が施設及び医療資器材を整備する事業とする。

なお、補助対象となる施設及び設備は次に掲げるものとする。

(1) 施設

陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床の整備

(2) 設備

ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費

イ 人工呼吸器及び付帯する備品

ウ 個人防護具

エ 簡易陰圧装置

オ 簡易ベッド

カ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品

キ 簡易病室及び付帯する備品

※ 第2条(2)カ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品の整備については、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限るものとする。

(交付の対象除外費用)

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

(1) 設備については、器材の搬入、資材設置に係る施設の改築等に要する費用

(2) その他埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨

てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(施設)</p> <p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 新設、増設及び改築</p> <p>ア 新設又は増設</p> <p>基準単価×基準面積15㎡×埼玉県知事の認めた病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準単価 鉄筋 222,200円 ブロック 194,100円 <p>イ 改築</p> <p>基準単価×基準面積15㎡×埼玉県知事の認めた病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準単価 鉄筋 217,500円 ブロック 189,100円 <p>(2) 改造及び補修</p> <p>埼玉県知事の認めた額</p>	<p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない)</p>	<p>10分の10</p>
<p>(設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費 1病床あたり 133,000円 	<p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台あたり 埼玉県知事の認めた額 ・ 個人防護具 1式あたり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1台あたり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台あたり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台あたり 埼玉県知事の認めた額 ・ 簡易病室及び付帯する備品 1台あたり 埼玉県知事の認めた額 	<p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費</p> <p>※体外式膜型人工肺及び付帯する備品の整備については、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合には限るものとする。</p>	

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

なお、補助事業者が次の(1)～(12)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月5日現在における事業遂行状況を、第7号様式により毎年度2月15日までに知事に報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は(仕入控除税額が0円の

場合を含む。) 、第6号様式により報告書を作成し、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(11) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、第2-1号様式または第2-2号様式によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 歳入歳出(収支)予算書(見込書)抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。)

(2) その他参考となる書類

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条及び第7条に定める申請手続に従い、行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、第3号様式のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、第4-1号様式又は第4-2号様式のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から起算して15日を経過

した日（第5条第1項（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して15日を経過した日）又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出して行うものとする。

（添付書類）

第12条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）歳入歳出（収支）決算書（見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
- （2）契約書の写し、検収調書の写し
- （3）補助対象事業の概要を示す写真
- （4）その他参考となる書類

（確定通知書の様式）

第13条 規則第14条の確定通知書の様式は、第5号様式のとおりとする。

（その他）

第14条 この交付要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年 1月30日から適用とする。
- 2 平成20年度は、個人防護具のみを対象とする。

附 則

この要綱は、平成22年2月5日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用とする。